

（独）住宅金融支援機構 編著 木造住宅工事仕様書 2019年版 18. 省令準耐火構造の住宅の仕様

【用語】

省令準耐火構造

「省令準耐火構造」は、住宅金融支援機構の融資等に特有の構造で、省令で定める基準に適合する住宅をいい、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防耐火性能をもつ構造として、以下のように定められている。なお、窓等の開口部、内部の建具（引戸、ドア）に関する規定はない。他の法令上の制約があれば、それに従うこと。

- ①外壁及び軒裏が、建築基準法第2条8号に規定する防火構造であること。
- ②屋根が、建築基準法施工令第136条2の2の1号及び2号に掲げる技術基準に適合すること。
- ③天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災の加熱に15分以上耐える性能を有するものであること。
- ④上記①～③に定めるもののほか、住宅の各部分が防火上支障のない構造であること。

【留意事項】

各室防火とファイヤーストップ材

省令準耐火構造は、住宅を支える主要な構造部分を防火被覆するとともに、火災時に火炎が住宅全体に燃え広がることを一定時間抑止する「各室防火」の考えを取り入れている。

各室防火では、住宅内の一部で出火しても容易に他の室へ延焼しないよう、各室の壁及び天井に防火被覆を設ける必要がある。加えて、防火被覆が破られて壁内部や天井裏に火炎が入った場合に、天井裏等を伝わって短時間で火炎が燃え広がることを防ぐファイヤーストップ材の設置が重要となる。

ファイヤーストップ材は、壁内部及び天井裏において火炎の通り道をふさぐ必要があるため、「壁と壁との取り合い部」、「床または天井と壁との取り合い部（最下階を除く）」、「間仕切り壁上部と横架材または上階床面下部との間」にそれぞれ設置する。特に間仕切り壁上部に設けるファイヤーストップ材の設置を失念しないよう注意する。また、ファイヤーストップ材には、火炎を通すようなスリット等を設けてはならない。

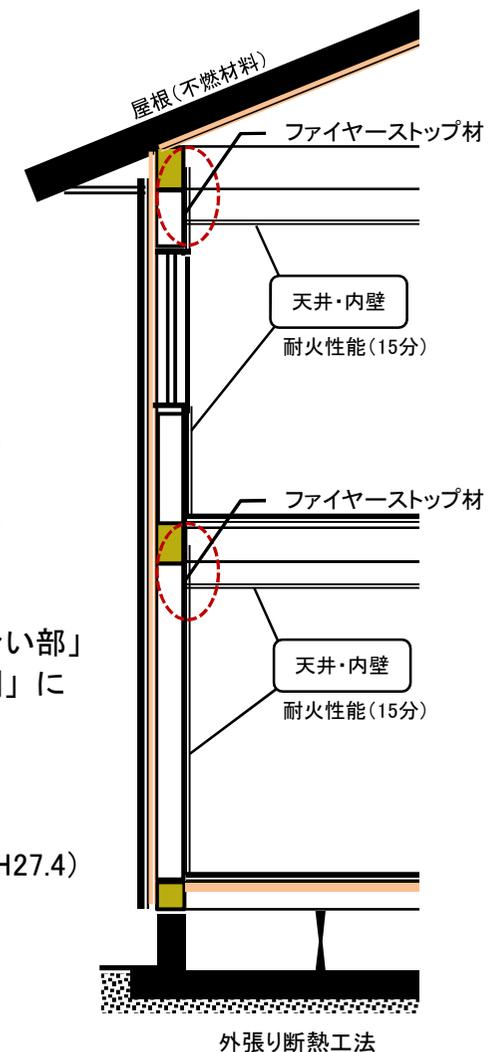
これらの技術基準の趣旨を踏まえ、住宅金融支援機構(HP)では、以下のような省令準耐火構造Q&A(H27.4)が掲載されています。【一部転載】

Q.省令準耐火構造で外壁内に通気層を設ける構造とすることは可能ですか？

A.可能です。省令準耐火構造の住宅の基準において、外壁は防火構造とすると定めていますが、外壁の屋外側に通気層を設けることについては制限を設けていません。
他の法令等に抵触しなければ通気層を設けることは可能です。

※上記のQ&Aを図示すると、下図の壁内通気工法(C)のようになります。

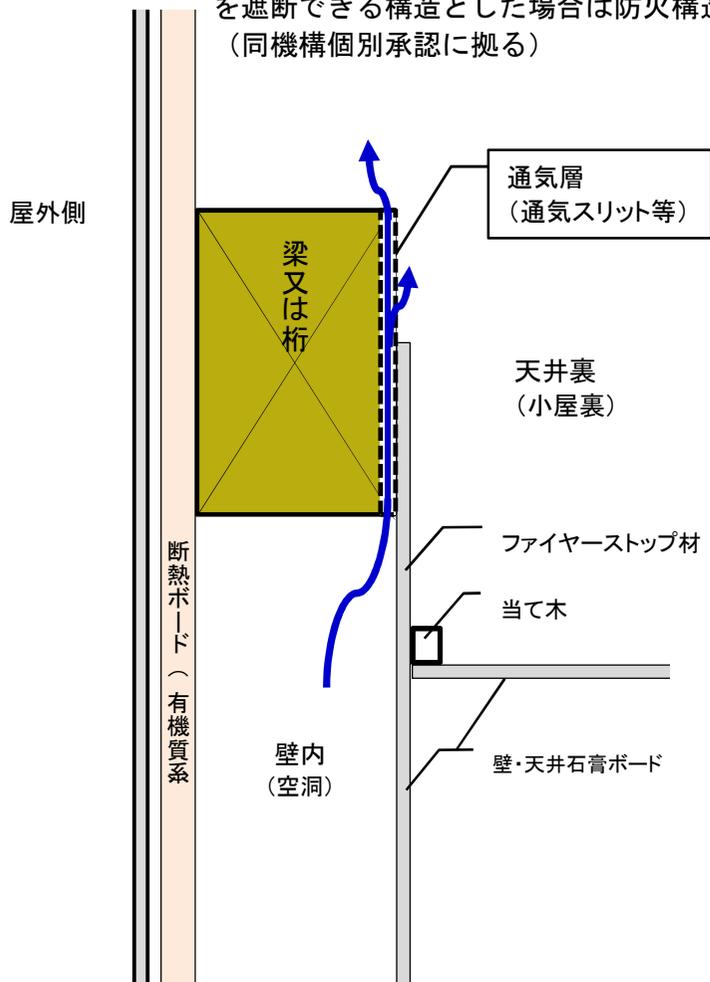
参考図(外周壁部)
(間仕切り壁部分省略)



上図、破線円部分

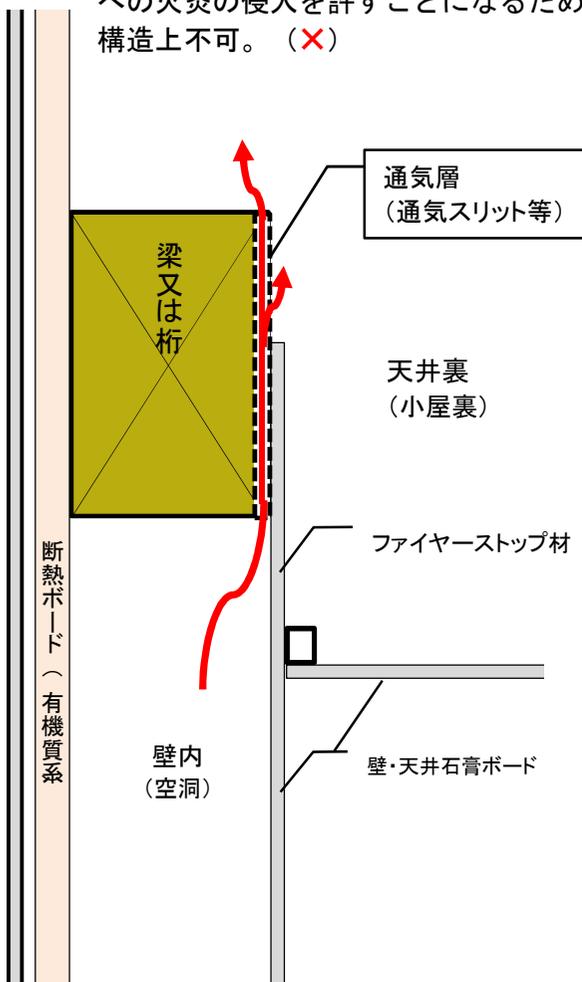
■壁内通気工法 (A)

*壁内の屋内側に通気層(通気スリット等)を設けても、万一火災の際に壁内で有効に火炎を遮断できる構造とした場合は防火構造上可。(同機構個別承認に拠る)



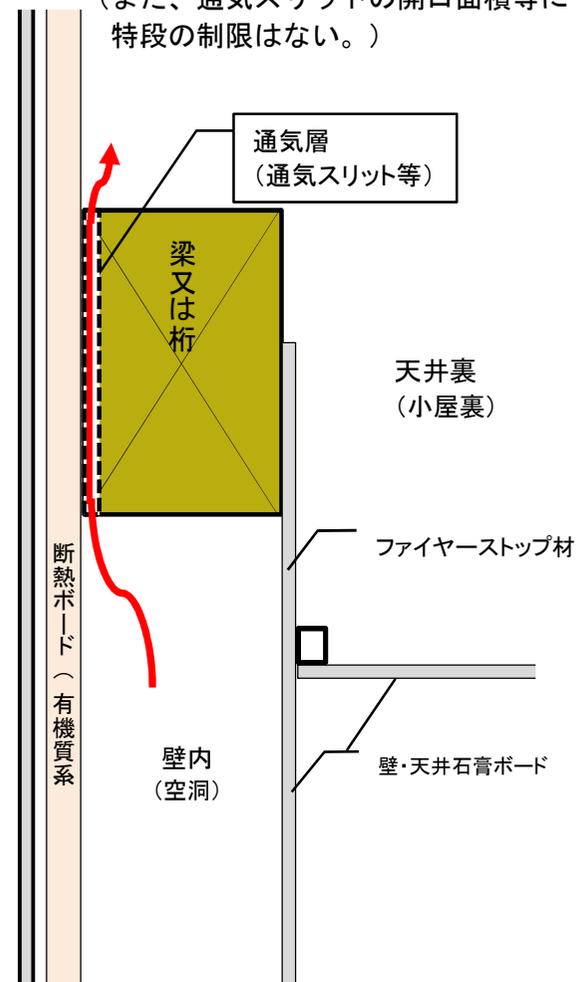
■壁内通気工法 (B)

*壁内の屋内側に通気層(通気スリット等)を設けた場合、壁内から上階・天井裏などへの火炎の侵入を許すことになるため防火構造上不可。(×)



■壁内通気工法 (C)

*壁内の屋外側に通気層(通気スリット等)を設ける場合は防火構造上可(未検証)。(また、通気スリットの開口面積等に特段の制限はない。)



“青い矢印、赤い矢印部分は通気層の部分。 図(B)及び(C)は壁内通気の循環経路であり、壁内部の火炎の侵入経路となり得るため**注意が必要**”(シックハウス対策24H換気に伴い、壁内通気層を機械換気(強制換気)の経路とし、常時通気させている場合もある。)

※省令準耐火構造の【用語】【留意事項】、上図参照

住宅金融支援機構では、同じ外周壁であっても図(B)は屋内扱いとしているものの、図(C)は外壁扱いとしているため梁(屋外側)に設ける通気層には制限がないとしていますが、皆さんは、上図(B)と(C)のような**防火構造規定の矛盾(壁内の火炎侵入)**を、どのように考えますか?